

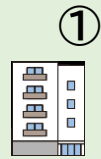
# 令和7年度 栗東市結婚新生活支援補助金 上限額フローチャート

START



2025年1月～2026年2月28日婚姻カップル  
婚姻日に夫婦ともに、39歳以下  
令和7年度(令和6年分)の所得が夫婦合計500万円未満

- 賃料+引越費用を請求しますか ➡①へ
- 住宅購入やリフォーム代+引越費用を請求しますか ➡②-1へ  
※国が実施している補助金を使用している場合 ➡②-2へ  
国が実施している補助金は、ZEHや省エネ等に対する補助金を指します  
(Q&A No. 33参照)
- 賃貸契約しておらず、住宅購入・リフォームもしていない住宅への引越費用を請求しますか ➡③



①

婚姻日の年齢は、お二人ともに29歳以下ですか？

いいえ

婚姻日の年齢は、お二人ともに39歳以下ですか？

いいえ

交付対象外

はい

申請日から見て、転入日が夫婦ともに本市に転入して1年未満ですか？



はい

申請日から見て、転入日が夫婦ともに本市に転入して1年未満ですか？

はい

交付上限額  
30万円

いいえ

申請日から見て、転入日が夫婦のうち、一方が本市に転入して1年未満です



いいえ

申請日から見て、転入日が夫婦のうち、一方が本市に転入して1年未満ですか？

はい

交付上限額  
20万円

いいえ

交付上限額  
20万円

いいえ

交付上限額  
10万円

必要書類は、別紙  
「栗東市結婚新生活支援補助金  
必要書類等チェックリスト」  
をご覧ください。



②-1 国の補助金を使用していない場合（引き渡しが、令和7年4月1日～令和8年2月28日までに完了している）

親世帯と同居または近居  
ですか？

親世帯とは、夫婦のうち、いずれかの親を  
指します  
近居とは、同一小学校区内又は直線距離で  
5km以内の範囲に居住（親は市外でも可）



はい

市内業者を利用しました  
か？

（市内の住宅販売者または施工業  
者と契約したものが対象）  
市内の住宅販売者または施工業者とは  
市内に本社、事業所を有する法人又は市  
内に住民登録を有する個人事業者を指す  
（自ら実施するものは対象外）

はい

中古物件を購入しましたか？

補助中古物件とは、令和5年3月31日までに  
建築された物件。その物件を令和7年4月1日  
から令和8年2月28日に購入した場合を指す。  
・戸建て住宅又は、マンション  
・別荘を除く（住居地以外の住居）  
・補助金の交付年度において、売買契約を締結  
し、引き渡しが完了していること  
・建築基準法その他の法令に違反する建築物又  
は公共工事の施工に伴う補償の対象となる建  
築物でないこと

はい

婚姻日の年齢は、2人  
ともに29歳以下で  
すか？

はい

1  
交付上限額  
75万円

婚姻日の年齢は、2人  
ともに39歳以下で  
すか？

はい

2  
交付上限額  
45万円

市内業者を利用しました  
か？

（市内の住宅販売者または施工業者  
と契約したものが対象）  
市内の住宅販売者または施工業者とは  
市内に本社、事業所を有する法人又は市内  
に住民登録を有する個人事業者を指す（自  
ら実施するものは対象外）

はい

中古物件を購入しましたか？

補助中古物件とは、令和5年3月31日までに建  
築された物件。その物件を令和7年4月1日  
から令和8年2月28日に購入した場合を指す。  
・戸建て住宅又は、マンション  
・別荘を除く（住居地以外の住居）  
・補助金の交付年度において、売買契約を締結し、  
引き渡しが完了していること  
・建築基準法その他の法令に違反する建築物又は  
公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築物で  
ないこと

はい

婚姻日の年齢は、2人  
ともに29歳以下で  
すか？

はい

3  
交付上限額  
70万円

中古物件を購入しましたか？

補助中古物件とは、令和5年3月31日までに  
建築された物件。その物件を令和7年4月1日  
から令和8年2月28日に購入した場合を指す。  
・戸建て住宅又は、マンション  
・別荘を除く（住居地以外の住居）  
・補助金の交付年度において、売買契約を締結  
し、引き渡しが完了していること  
・建築基準法その他の法令に違反する建築物又  
は公共工事の施工に伴う補償の対象となる建  
築物でないこと

はい

婚姻日の年齢は、2人  
ともに29歳以下で  
すか？

はい

5  
交付上限額  
65万円

婚姻日の年齢は、2人  
ともに39歳以下で  
すか？

はい

6  
交付上限額  
35万円

婚姻日の年齢は、2人  
ともに29歳以下で  
すか？

はい

8  
交付上限額  
60万円

婚姻日の年齢は、2人  
ともに39歳以下で  
すか？

はい

7  
交付上限額  
30万円



栗東市  
企画政策課  
TEL:077-551-1808



親世帯と同居または近居  
ですか？

親世帯とは、夫婦のうち、いずれかの親を  
指します  
近居とは、同一小学校区内又は直線距離で  
5km以内の範囲に居住（親は市外でも可）



はい

市内業者を利用しました  
か？

（市内の住宅販売者または施工業者  
と契約したものが対象）  
市内の住宅販売者または施工業者とは  
市内に本社、事業所を有する法人又は市  
内に住民登録を有する個人事業者を指す  
（自ら実施するものは対象外）

はい

中古物件を購入しましたか？

補助中古物件とは、令和5年3月31日までに  
建築された物件。その物件を令和7年4月1日  
から令和8年2月28日に購入した場合を指す。  
・戸建て住宅又は、マンション  
・別荘を除く（住居地以外の住居）  
・補助金の交付年度において、売買契約を締結  
し、引き渡しが完了していること  
・建築基準法その他の法令に違反する建築物又  
は公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築  
物でないこと

はい

婚姻日の年齢は、2人  
ともに29歳以下で  
すか？

はい

1 交付額  
15万円  
+  
引越費用代  
（60万円上限）

婚姻日の年齢は、2人  
ともに39歳以下で  
すか？

はい

2 交付額  
15万円  
+  
引越費用代  
（30万円上限）

市内業者を利用しました  
か？

（市内の住宅販売者または施工業者  
と契約したものが対象）  
市内の住宅販売者または施工業者とは  
市内に本社、事業所を有する法人又は市

はい

中古物件を購入しましたか？

補助中古物件とは、令和5年3月31日までに建  
築された物件。その物件を令和7年4月1日  
から令和8年2月28日に購入した場合を指す。  
・戸建て住宅又は、マンション  
・別荘を除く（住居地以外の住居）  
・補助金の交付年度において、売買契約を締結し、  
引き渡しが完了していること  
・建築基準法その他の法令に違反する建築物又は  
公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築物で

はい

婚姻日の年齢は、2人  
ともに29歳以下で  
すか？

はい

3 交付額  
10万円  
+  
引越費用代  
（60万円上限）

婚姻日の年齢は、2人  
ともに39歳以下で  
すか？

はい

4 交付額  
10万円  
+  
引越費用代  
（30万円上限）

中古物件を購入しましたか？

補助中古物件とは、令和5年3月31日までに  
建築された物件。その物件を令和7年4月1日  
から令和8年2月28日に購入した場合を指す。  
・戸建て住宅又は、マンション  
・別荘を除く（住居地以外の住居）  
・補助金の交付年度において、売買契約を締結  
し、引き渡しが完了していること  
・建築基準法その他の法令に違反する建築物又  
は公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築  
物でないこと

はい

婚姻日の年齢は、2人  
ともに29歳以下で  
すか？

はい

5 交付額  
5万円  
+  
引越費用代  
（60万円上限）

婚姻日の年齢は、2人  
ともに39歳以下で  
すか？

はい

6 交付額  
5万円  
+  
引越費用代  
（30万円上限）

婚姻日の年齢は、2人  
ともに29歳以下で  
すか？

はい

8 引越費用代のみ  
（60万円上限）

婚姻日の年齢は、2人  
ともに39歳以下で  
すか？

はい

7 引越費用代のみ  
（30万円上限）



栗東市  
企画政策課  
TEL:077-551-1808



③

親世帯と同居または近居  
ですか？

親世帯とは、夫婦のうち、いずれかの親を  
指します  
近居とは、同一小学校区内又は直線距離で  
5km以内の範囲に居住（親は市外でも可）



いいえ

1～6の額に交付額5万円を  
除いた額が、引越費用の上限  
額です。



はい

申請日から見て、転入日  
が夫婦ともに本市に転入  
して1年未満ですか？

いいえ

申請日から見て、転入日  
が夫婦のうち、一方が本  
市に転入して1年未満で  
すか？

いいえ

はい

婚姻日の年齢は、2人  
ともに29歳以下ですか？

いいえ

婚姻日の年齢は、2人  
ともに39歳以下で  
すか？

はい

婚姻日の年齢は、2人  
ともに29歳以下で  
すか？

いいえ

婚姻日の年齢は、2人  
ともに39歳以下で  
すか？

はい

1

交付額  
5万円  
+  
引越費用代  
(40万円上限)

はい

2

交付額  
5万円  
+  
引越費用代  
(30万円上限)

はい

3

交付額  
5万円  
+  
引越費用代  
(30万円上限)

はい

4

交付額  
5万円  
+  
引越費用代  
(20万円上限)

はい

5

交付額  
5万円  
+  
引越費用代  
(20万円上限)

いいえ

婚姻日の年齢は、2人  
ともに29歳以下で  
すか？

はい

6

交付額  
5万円  
+  
引越費用代  
(10万円上限)

婚姻日の年齢は、2人  
ともに39歳以下で  
すか？

栗東市  
企画政策課  
TEL:077-551-1808

